

## 二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

令和2年9月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治

	免許の取消をした年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
1	令和2年9月25日	梶ヶ谷 政十郎	1750	死亡
2	令和2年9月25日	石川 兼吉	2786	死亡
3	令和2年9月25日	高橋 弘	210	死亡
4	令和2年9月25日	磯部 斧	4281	死亡
5	令和2年9月25日	井上 千造	2117	死亡
6	令和2年9月25日	荻山 勝治	2533	死亡
7	令和2年9月25日	古田 忠一	2787	死亡